

会 議 録 目 次

平成26年第3回海田町議会臨時会（第1日目）

平成26年4月22日（火）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成25年度 海田町一般会計補正予算（第8号））・・・・・・・・	3
日 程 第 4	第31号議案 工事請負契約の締結について（海田西小学校本館・ 特別教室棟耐震補強等工事）・・・・・・・・	7
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	17

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山岡寛次
副町	長	三宅信行
総務部	長	窪地満
建設部	長	久保田誠司
財政課	長	鶴岡靖三
総務課	長	脇本健二郎
建設課	長	木村生栄
教育	長	中村弘市
教育次	長	細川真示
学校教育課	長	石川直之

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局	長	伊藤仁士
主幹		宮垣将司
主事		戸成正考

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（平成25年度海田町一般会計補正予算（第8号））

日程第4 第31号議案 工事請負契約の締結について（海田西小学校本館・特別教室棟耐震補強等工事）

11. 議事の内容

午前 9時00分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成26年第3回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第4に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、5番住吉議員、6番宗像議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決めます。この際、執行部の出席を求めため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時02分 休憩

午前 9時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決しております。日程第3、承認第2号、専決処分をした事件の承認について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。本日は早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は承認1件、契約認定1件を提出させていただいております。審議のほどどうぞよろしくお願ひ申し上げます。承認第2号、専決処分をした事件の承認について。平成25年度海田町一般会計補正予算（第8号）につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業の物件移転補償費に債務負担行為を設定するものでございますが、特に緊急を要するため、3月26日付で専決処分させていただいたものでございます。内容につきまして

は担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。承認第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月26日に専決処分した、平成25年度一般会計補正予算（第8号）を報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分とした理由につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業の物件移転補償契約の締結にあたり、本来であれば契約に必要な総額の予算が必要でございますが、平成25年度予算には前払金分の予算しか計上しておらず、完了払分については平成26年度予算に計上していたため、予算の補正を専決処分させていただいたものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。議案書の4ページ、第1表債務負担行為補正をお願いいたします。海田市駅南口土地区画整理事業に係る額について、平成26年度まで8,100万円の債務負担行為を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）今のね、説明じゃあわかりにくいんじやが、25年度と今度26年度のやって、個々に総額は何ぼうになるか、ちょっと詳しく、わかります、言うことが、わかります、はい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）個々の予算額につきましては、平成25年度の土地区画整理事業の補償の予算額が1億9,800万円、債務負担行為を設定しました平成26年度の予算額が8,100万円でございます、合わせて2億4,900万円となるものでございます。すいません、合計の金額の訂正をさせていただきます。あわせまして2億7,900万円でございます。

○議長（久留島）ほかにございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まずこの8,100万円については25年度の予算で承認をしておるとこういうふうに思うんですが、いわゆる工事等執行するという、5,000万円以上のものについては議会の承認が必要であろうとこの様に思う訳ですね。で26年度分の執行分は8,100万円であろうが、25年の1億9,000万についての、それについての予算的な承認はあったかもわかりませんが、工事というのか要するに執行の承認がされてないというふうに思う訳ですが、その辺は法的にどうなってるのか、お尋ねし

ます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）地方公共団体の契約でございますけれども、既に議会によって認められた予算の定めるところにより行うもので、基本的には町の権限に属する予算の執行でございます。しかしながら、金額の大きさや内容によっては地方公共団体に大きな影響を与えますので、地方自治法第 96 条第 1 項の議決項目として、議会の認定が議決項目として挙げられておりますが、その対象につきましては、地方自治法施行令により定められておきまして、町村におきましては 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とされております。この度は補償契約でございますので、その対象とはならないものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ちょっとその辺がようわからんが、5,000 万以上という金額を決めとるのは、議会が町長に権限を与えておる、こういうことなんよね。何も法律で自治法で定めておるものではないはずなんよ。いかにも今の説明だと自治法であって、契約はその権限に属さない、その辺が理解ができないから詳しく説明して欲しいと、こういうふうに求めておる。その辺の説明、だから、今そういう、地方自治法云々と言われれば、契約に属するもの、そういう工事のあれとも契約な訳ですから、ただ単に契約に属するものとか、そういうような言い方だけでは理解がしにくい。その辺を詳しく説明願いたい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）地方自治法第 96 条の議決事件に定める内容につきましては、地方自治法では、その種類、金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することについて議決が必要と定めてあります。政令に定める基準につきましては、地方自治法施行令第 121 条の 2 に記載をしておりますけれども、町村につきましては、工事又は製造の請負について 5,000 万円を下らない額で条例で定めるもの、というふうに決定をされております。この度は工事又は製造の請負ではなく移転補償契約でございますので、議決の対象にはならないものとなっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）私も勉強不足なのですが、今 5,000 万というのはね、いかにも地方自治法で定めておると、このような説明のようですが、そうじゃないでしょ、議会が町長にその権限を与えておるものであってね、その辺をもう 1 回確認の意味も含めて説明願いたい。

たい。だから、移転補償費だといえども、予算の執行については5,000万以上のものは議会の承認案件であろうとこのように考えますが、その辺をもうちょっと詳しくね、理解できるように説明願いたい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）先ほど説明をさせていただきました地方自治法施行令の内容につきましては、あくまでも基準でございまして、その金額の決定につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で定めるものでございます。海田町におきましてはその額を5,000万円と定めているものでございます。ただ5,000万円の契約の対象につきましては、基準として工事又は製造の請負と定めております。これ以外の契約につきましては、5,000万円以上の契約であっても議決の対象にはならないものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番佐中です。移転補償の問題でお尋ねするんですけども、先ほど2億7,900万円という答弁ございましたが、私の記憶では、あそこの総額、3億、4億円近い移転補償があったというような、私が尋ねたいのは、区画整理事業の2ヘクタールの中で、移転補償総額何ぼなのか、いくらなのか、それをお尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）現在、千葉物流倉庫さんとJRさんとの契約を締結をさせていただきましたので、おおむね補償金の方の支払いが終わっておりますけれども、総額で約6億円弱になるかと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると6億円の中のJRだけが2億7,900万円、残りは、千葉さんしかないよね。財務局がもつとるあれは移転がない、そうなのかどうかお尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）JRさんとあと安芸農協さんが一部区域に入っておりますので、安芸農協さんも対象にはなっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃあ安芸農協さんは移転補償というそういう補償があるんですか。それはどういう内容の補償なのかお尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）安芸農協さんの区域はですね、安芸農協さんの方の花壇がある隅切り、端っこの方だけちょこっとだけあたっておるんですけども、今現地に行ってくださいましたらコンクリートがもう舗装してあるんですが、そののありました花壇と掲示板等の移設費用、それから工事に伴いまして、段差等ができるようになりますので、それらの回復の補償費を見込んでおります。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。承認第2号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第31号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第31号議案、工事請負契約の締結について。南つくも町地内において施工する海田西小学校本館・特別教室棟耐震補強等工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第31号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田西小学校本館・特別教室棟耐震補強等工事でございます。工事場所は、海田町南つくも町地内、請負金額は4億9,464万円、受注者は、株式会社協立代表取締役温井賢治で、工期は議決の日の翌日から平成27年3月27日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料1の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札は、海田町建設工事指名業者等選定要綱に基づき、地元企業を中心に20社を指名いたしました。入札の結果、すべての入札が最低制限価格を上回りましたので、予

定価格を下回り、最低の価格を提示した株式会社協立を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては、担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）それでは、海田西小学校本館・特別教室棟耐震補強等工事につきましてご説明いたします。資料2の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくっていただき最初のページをお開きください。最初に、建物の概要についてでございますが、工事を実施する建物は、海田西小学校の本館と特別教室棟でございます。配置図で、赤色の網掛けをしている箇所になります。次に、工事の概要についてご説明いたします。次のページの立面図をご覧ください。まず、耐震補強工事についてでございますが、昨年度海田東小学校で実施した工事と同様、外側に鉄骨ブレースを設置し、耐震性の向上を図ります。設置箇所は立面図の本館南面と特別教室棟南面に赤色の四角で示している箇所でございます。恐れ入りますが、前のページにお戻りください。引き続いて、工事の概要について説明いたします。内装改修工事といたしまして、壁や天井の舗装工事などを実施いたします。外装改修工事といたしましては、外壁の補修と葺き替えを行います。また、給食室のドライ化を行ってまいります。次に、仮設校舎といたしまして、2階建てを1棟、1階建てを1棟、計2棟を設置いたします。仮設校舎の位置につきましては、配置図の青色の網掛けの箇所を予定しております。また、工事の施工につきましては、児童の安全確保のため、工事区域を仮囲いで完全に仕切るとともに出入口には警備員を配置し、児童が立ち入らないように、安全を図ってまいりたいと考えております。次に、工事スケジュールについてご説明いたします。2ページへお進みください。建築確認申請などの準備期間を経て5月の後半頃から仮設校舎の建設を行います。夏休みに入る7月下旬頃から耐震補強工事等を順次並行して行い、年内の完成を目指しております。その後仮設校舎の撤去等を行い、工事全体の完成時期は、3月を予定しております。最後に、工事にあたり、学校の対応といたしましては、工事期間中の登下校について、北側の校門が使用できなくなるため、西側に仮設校門を使用いたします。また、グラウンドにつきましては、工事期間中は使用を制限したいというふうに考えております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本です。ちょっと私、この前も聞いてみにかいけんかったかもわかりませんが、工事箇所の分のですね、今の鉄骨ブレース設置箇所はわかるんですが、

その下の耐震スリット施工箇所ですね。これはどういうことをされるか詳しく説明をお願いしたいと思うんです。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、こちらの耐震スリットと申しますものは、壁と柱を今、剛接合、固くくっついている状況をですね、あえて離すことで地震が起こった際に、柱と壁が干渉しないようにすることで柱の破壊を防ぐために実施するものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）今引っ付いちよるものを離すのは、言われるのはわかるんじやが、私が聞いちよるのは、どういう方法でやるかちゅうことを聞いちよるん。どういうふうにやってやられるかちゅうこと。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）現在あります壁部分を1段切断するような形になります。その後、伸縮性のある材料でそのすき間を戻すものでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。西小学校、運動会については西中で行うって聞いたんですが、その他の体育の授業についてはどのように考えておられるのかと、もうひとつはエアコン工事の方とどういふふうに兼ね合いになるのか、そこをお聞きしたいのですが。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）私の方から、体育の授業の進め方についてご説明させていただきます。学校と何度も確認をとりました。今一番多い学年で30名、一番少ない学年で20名でございます。ですので、体育については、特にグラウンドが狭くなっても支障がないというふうに考えております。また、砂場等一部使えない遊具等はございますが、砂場等は仮囲いの中に入れておりませんので、そこらあたりも随時2学期3学期に活用できるということも確認を取っております。

○議長（久留島）ほかに。建設課長。

○建設課長（木村）エアコンの工事につきましては、今回の耐震改修工事と工期が重なってまいりますけれども、当初予定どおりに完成するように、工事間の調整を十分図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。いくつかお尋ねいたします。まずこの耐震補強工事の補正予算に係る審議の際に、工事期間を尋ねたときに確か3月末からというふうな答弁があったと思うんです。それがなぜこの時期になったのか。続きまして、今度学校の西側に仮設校門をつくられるということでございますが、こちらから全校児童が出た場合、栄町、月見県営、あと南堀川のサンベルディの子どもたちは南側に下って県道矢野海田線を通って帰るようになるかと思えます。ただこちらの西小南側の県道矢野海田線には、一切ガードレールとかガードパイプはございません。その辺の安全面に関しては、どのように考えているのでしょうか。以上、2点お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まず、発注時期が1か月遅れたというご質問についてでございますけれども、こちらにつきましては、今回配置を予定しております仮設校舎の内部レイアウトにつく調整やですね、一番は今回給排水設備を全部新規にやり代えるんですけれども、それらの内容について、これまでちょっと一度不調になったケースもございましたので、ちょっと慎重に積算の方をですね、させていただきました。職員のほう頑張って積算をさせていただいたんですけれども、ちょっと時間の方がかかって、今回若干の遅れが生じたというものでございます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）登下校の安全について、私の方から説明させていただきます。再度、学校、職員と県道矢野海田線のガードパイプがないところを再度確認いたしました。また、現在の北門、南門を使用する児童の割合等も確認いたしまして、約55パーセントの子どもが南門を使用しておる、現在です、ということになり、非常にガードレールパイプがない矢野海田線、つまり仮設校門を通る55パーセントの子が非常に危ないということを再度確認いたしました。再度建設と確認中でございますけれども、登下校中の時間のみに限り、こちらの南門の大型車両のところの警備員を配置し、ガードパイプがないところを使用して登校できるということを、再度業者、建設の方と確認をし、そちらの方向で進めたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）工事1か月ずれたということですが、事情は分かりました。議会の答弁なんですよね、3月末から行います、それが事情があつて遅れました、すいません。それはあまりにも議会軽視につながるんじゃないかと思えますが、その辺はどのように考え

るのでしょうか。であともう1点、警備員を配置して子どもの安全に配慮するという  
ことですが、ここの道路、大型車両がばんばん通るんですね、日中。特に登校時  
間帯。一応道路と歩道に段差がありますが、あの程度の段差だったら大型車車両は簡単  
に乗り越えるんですよ。児童の登下校、児童がちゃんと交通安全に配慮して歩くのは注  
意できますが、通行車両に関しては注意できませんよね。車が突っ込んできた場合子ど  
もたちの安全の確保、それが今ここの歩道には全くないんですよ。その点はどう考えて  
いるのかと。あともう1点、さっき聞くのを忘れたんですが、北門からも工事車両出入  
り普通車両とございますが、こちら、ひまわりプラザの入口とも近いんですね。ひまわ  
りプラザ当然子育て支援施設でございますので、ちっちゃいお子さんも結構出入りす  
るんですよ。あとベビーカーを押して来られるお母さん方もいらっしゃいますし。その辺  
の安全管理というのはいかが考えているのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目につきましては、私の答弁を捉えてのご質問だと思いますが、  
申しあげましたのは3月中というよりは年度当初又はできれば3月中というふうな形  
で答弁させていただいたと思います。そういう意味でベストは今回落ちたからいいよう  
なもの3月にやりたかったとは思っておりますが、不調にならないようにということ  
で年度当初この4月中の入札を目指すというところで、この西小は思っておりました中  
では、申しあげました年度当初できれば3月中、できればということで、ここの部分に  
つきましては、決して議会軽視とかそういうところはございませんで、私としては、あ  
のときに思っておりました努力目標を申しあげたと。そういう中で、先ほど建設課長が  
申しましたような理由によって、若干私の心の中よりは遅れましたが、その点は、今後  
とも頑張りたいと思いますのでご理解いただきたいと思っております。それから3点  
目でございますが、おっしゃられた通りでございますが、現在の段階ではひまプラを所  
管しております福祉保健部の方での検討というところが、まだ十分でないと思ってお  
りますので、学校が先ほどのような形で建設課の方と協議しておりますように、改めまし  
て、これはつくも保育所も同じことを考えられると思っておりますので、その点について協議  
させたいと思っております。2点目は別に答弁させます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）2点目の矢野県道のことについて私の方から説明したいと思いま  
す。あそこの箇所につきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、大型車両が頻繁に通

る箇所でございます。また、ただ、県道ということで道路を管轄しております公安また建設、学校からの要望、教育委員会からの要望ということで引き続き行ってまいりたいというふうに考えております

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、まずね、副町長、いつもこういうことは言うてきとるんですね。その場限りの答弁はやめてください、今の答弁もそのうちの一つなんよの。それは、努力目標であって、こうこうでできませんでした。いいかげんな答弁してもろうたら困る。議会軽視もそのとおりじゃないですか。今の言葉もそうです。海小のプールに至ってでも、夏のプールの授業に間に合うようにやりますいうて、予算であんた言うとる。そういういい加減なことを言うてね、努力目標でなんやら建設課長が言うたように、もっと責任ある答弁してほしい、それについて再度説明願いたい。ちょっと逸れるかもわからんけども。海小のプールも含んだるんでね、こういう3月に執行しますじゃ何じゃ言うてね、そういうその場限りの答弁じゃ困る。それとさっきの財政課長の説明で、資料の1番でね、地元業者を中心に指名を20社行いました。確かに前半の8番目ぐらいから10番目まで行ったら行きすぎじゃろうけども、らしき8社ぐらいは地元かなというように思うが、要するに町内業者はおらんのはどういうことなのかいうのがまず一つね。二つ目が、そういうことで、三つ目にはね、もうひとつまだね、海小の工事もあるわけですね、その大型耐震とか、プールも不調になっておる。これを見ると20社のうちの12社が辞退しとるんよの。前回も何かあったときに、5社ぐらいしか20社ぐらい指名してね、応札5社ぐらいしかしてない。今回も8社、12社が辞退しておる。これはね、あなたらも今までも説明されておる、いわゆる東北の震災とかで物価高いうんでこれ入札ということなると、今さら私が言うこともないんじゃがね、安い業者に発注するようになってとるんよの。だからいわゆる過当競争はやりたくない。こういう物価がどういふふうに変動するかわからんということがあって、こういう辞退業者が出るものと、こういうふうには私個人的には思うんです。だからこういうものを防止するためにね、せっかく3つあるんだから3ついっぺんに発注すればこの20社で。いわゆる過当競争がなくなるんで、こういう辞退者、応札者が増えるんじゃないか。その辺の考えはどういふふうにおられるか、以上3点ほど。副町長に再度重ねて言いますが、責任ある答弁をお願いします。努力目標であったとかね、言い訳以外の何物でもないじゃないですか。ほいで議会軽視ではありません、誠意持ってやります、口先だけじゃない

ですか、どうなの。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目についてでございますが、まず誤解ないように申し上げておきますが、海田小学校プールにつきまして本年の夏までに間に合うという答弁をした覚えはございません。これは、昨年度発注する時点では本年度夏となつておりますが、一旦不調になりました段階におきまして、この当初予算なっておりますから、工期がとてもそういうのは最初からとれるということもございませんので、そういう答弁はしておりませんし、先ほど住吉議員の質問に対しましても、私としては決してその誠意を見せない答弁をしたつもりはございませんで、当時のやりとりと同じように、そのとき想定している、その範囲内での答弁をしております。決して誠意ない答弁をしたつもりはございません。3点目につきましては、逆に集中をさせますと、後ほど2点目の基準で申し上げます範囲内でランクを上げないといけないと、業者ランクを上げるということは、イコール町内業者が入りづらくなるということでございますから、そういう点は配慮した工事規模にしております。そういう面では、おっしゃいますように、確かに集中してすべてのものを発注すれば、どこかのゼネコンが落としてもらえるかもわかりませんが、やはり発注に当たっては、町内業者もとれるような、そういった規模を考えてまいりたいと思います。2点目の基準につきましては、財政課長の方から答弁させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）質問の2点目の業者選定の基準でございますが、海田町建設工事指名業者選定要綱により、この度の工事につきましても、業者の選定を行っております。業者の選定につきましては、金額に応じ、ランクにより業者の方を決定をしておりますが、この度の工事につきましては、原則としてAランクの業者から選定をすることとしております。町内の業者につきましては、入札に指名することができる金額について拡大をするという特例を設けておりますが、その特例によりまして、3億円未満の業務について、Bランクの業者が入れるというような要綱を定めております。今回の金額は3億円を超える工事でございますので、町内の業者については指名をすることができませんでしたが、県内のAランクの業者を優先的に指名をし、地元業者の方に配慮した指名をしたものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）一つには、いろいろ今の2点目の話なんじゃけどもね、町長答弁でも確

かにそういうことで多少外れても、町内業者育成のためには、多少金額オーバーしたとしても入れるんだ、こういう答弁もいつかあったかには思うわけですね。だから今は3億か何かでラインを引いておるんだと。実際問題こういう町内の業者でも、正確ではないですが私の聞いとる範囲では、県とかそこらの仕事でもそれに超えるような工事も何件か落札しておるといふうには聞いております。その辺の兼ね合いと、そこらを確認しとるんかどうか、いわゆる指名願というものの中には、過去の3年間の実績工事、金額を含めて提示しとるわけですから、そういう工事が1件もないのか、3億を超えるような工事が1件もないのか、ね、それから3億で線引いとるんだったら、2億しか落札しとらんとかいうふうに言われるのかどうかの説明をお願いします。それから、副町長もいろいろ答弁されておりますがね、例えばプールの話でもね、2度も3度も補正をしとる訳ですね。事実2度か3度、補正にまた補正を、この時にどういうて言うとるん、ね、業者に打診をしておる、落札をしてもらえるところまで言うとるんじゃがね、にもかかわらず、不調に終わつとる。だから、わしが言うね、そういういいかげんな答弁は今後やめてくださいということをする。今後気をつけますとかいやあ、それで済むことよ。なにもわしもそれ以上どうこう言う事は思やあせん。そういうことと、もう一つは、そういうことで、過当競争云々いうことと言うたと思うんですがね、もう一つはね、何でもかいうたらね、大きい業者になればなるほど、社長とか専務とか常務とかいうのがいっぱいおってんじやろう思う。いわゆる末端の業者になると、社長兼掃除婦兼運転手兼、ひとりが3役も5役もやるからね、経費的には安くつく。だから、なにもここでね、大型業者、大型業者いうのか、大手業者ばかりゼネコンばかりでやるよりも、さっきの2番目の方にも絡むんだけども、そういう多少能力のある業者を入れて行った方が、工事で、充分この予定金額でもって落札していただけるんじゃないか、こういうふうを考えるんですが、あわせて答弁願いたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目と3点目は、あわせて答弁させていただきます。現在、指名にあたりましては、それぞれの業者のランクというものを、これは業者のそれまでの受注実績そういったようなものでできておまして、そのランクでいくらまでの工事を請負わせるということを決めております。そういう中では、海田町におきましては、町内業者においては、その下のランクの業者が上のランクを受けれる特例は設けておりますが、その特例にも限度を設けております。そういう形の中では、今おっしゃいましたよ

うに、単に安いというだけではなしに、施工能力そういったようなものをみまして、このランクにつきましては、国、県が設けられているそのランクと工事の設定状況、そういうものをあわせて要綱を定めておりますので、これは妥当だと思っております。もう1点、先ほど来、そのいいかげんな答弁だというふうなご指摘を受けますが、私はいいいかげんな答弁をしているという認識はございません。先ほど申しましたように、ランクを決める際に施工実績そういったようなものでランクを決めておりますので、先ほどのご指摘ございました受注実績とかそういうものは配慮をしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今ランクで実績を考慮しとるとか検討しとるとかいうね、私が言うとするのはね、指名が過去3年間分出とるんだからその中にあるのかないかいいうたのが一つあったと思うんですが、そこらね、議長、言うたと思うんですよ。その答弁がないということ言うとするんで、お願いします。

○議長（久留島）はい。財政課長。

○財政課長（鶴岡）町内業者における3億円以上の落札実績でございますが、現時点では把握しておりません。

○議長（久留島）確認はしておられますか。財政課長。

○財政課長（鶴岡）指名時点における確認でございますが、指名につきましてはあくまでも要綱に定めて指名をしておりますので、その都度の業者の落札実績等は、町内の3億円以上の実績等については確認しておりません。

○議長（久留島）はい、西田議員。

○9番（西田）9番、西田です。県道矢野海田線の、この、資料の2の1ページはぐったところですね、このところの説明でですね、裏門の方の工事車両の入出に関して、ガードマン、警備員をおいて安全確保に努めるというふうな答弁がございました。安全性確保が必要であるということは主体である町の方もその認識はあると思います。2点ほどお伺いいたします。1点目は、ここは安全性確保が必要である、ということはガードパイプもしくはガードマン・警備員等で行うというふうな答弁になりますので、工事が完了した後もその確保が必要であるというふうに思いますので、まず、矢野海田の県道の場合に関して、南道路のこの道路部分ですね、歩道部分に関してはこれは暫定なのか、これが完成形態であるのか、このまずこれが1点、それと、ガードパイプもしくはガードレールなどを設置する、工事が終わっても必要があるというふうに考えられますが、ど

のようなお考えであるか、この2点、お願いします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）まず1点目の完成形か暫定形かということですが、全くここをいじくらないという意味では完成形になろうかと思いますが、今から将来ですね、やはり工事がありますので、全くここいじくらないということはございませんので、あくまでまだ完成形ではないという具合に考えております。それから2点目の防護柵等々との関係でございますが、今後状況を見ながらですね、必要に応じてその辺を検討していきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。資料2の1ページですけども、仮設校舎の主要内容のところ、2階建ては20室、1階建ては30室を今回仮設をされる訳ですけど、今の西小の生徒数云々を考えますと、1年間ですのでね、なぜこの30室必要なのかどうかということ、それと、もう1点は、最後のページの仮設校舎の工事が済みまして、夏休みが終わってから子どもたちは仮設校舎で授業を受けることとなりますけども、まだ9月っていうのは暑い日も続くと思うんですが、現在の扇風機は、仮設校舎の方に設置をされるのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）まず30教室の内訳でございます。学級数ということで言いますと、普通学級6、特別支援学級2ということで全部で8学級でございます。ただし、理科室であるとか家庭科室、図工室、図書室また保健室校長室等は当然必要になります。また、この度デリバリー給食をしますので、その配ぜん室というのも必要になります。また、1年間全くいわゆる本校舎・特別教室に行けない、物を取りに行けないという状況が生じますので、その教具等を確保する場所、倉庫という名前を仮に名称を付けておりますが、いろんな教材を置いておく保管庫という意味で、3教室等もあります。ということで学級みあいからはちょっと多いとは思いますが、その諸々ということで30教室でございます。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）仮設校舎について私の方から、仮設校舎についてはですね、これまでもよその学校でも全部空調を設置しておりますので、それを前提に考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）その仮設校舎の件なんですけども、この工程表を見ながら今ちょっと思っちゃったんですけども、5月中ぐらいから仮設校舎建設ですよ。これ、期間が仮設なんで、7月の頭まで予定組んでるんですけども、建てるのはもう建築確認できたら、プレハブ的なものだと思うんで、すぐできると思うんですよ、これ僕の今思った案なんで、どうかと思うんですけども、仮設校舎ができたらとりあえずまず生徒に移動してもらって、その間に集中的にエアコン設置工事、基本的に土曜日曜にやる工事だと聞いていたんですけども、それを集中的に平日の方にやったりする考えはないのか、それともそういう方向に持っていくことはできないのか。

○議長（久留島）はい、建設部長。

○建設部長（久保田）その辺もですね、工事業者決まりましたので、工程の方も業者としっかり調整してですね、できる限り生徒さんの方に負担がかからないような形でですね、工程の進捗の方していきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第31号議案は、原案のとおりこれを決します。以上で、本臨時会に付託された案件は終了いたしましたので、会議を閉じます。これにて、平成26年第3回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前 9時51分 閉会